

議会・行政改革特別委員会会議録

日 時 平成30年11月30日（金曜日）9時30分～16時35分

場 所 議員控室

出席者 寺沢委員長、阿部副委員長、村田委員、金木委員、船本委員、小寺委員、平山委員、磯野委員、逢坂委員、熊谷委員

事務局 井上事務局長、杉野係長

寺沢委員長

これより議会・行政改革特別委員会を開会いたします。

きょうは、第1分科会、そして第2分科会からたたき台が示されておりますので、それについて皆さんで協議をし、決定できるものについては皆さんの同意のもと決めていきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、まず最初に第1分科会から、請願の付託の取り扱いについて話し合いがされてので、経過と、それからたたき台のほうのご提示をお願いをいたします。

では、村田主査、お願いします。

1 議会・行政改革の調査について

(1) 第1分科会調査事項について

村田委員 9:31～9:36

皆さん、おはようございます。それでは、第1分科会での請願の付託の取り扱いに係る見直しについてということで、まず簡単に経緯、経過です。皆さんもご承知のとおり、21年ぶりに天売より請願が出されまして、その取り扱いについて10月11日に議運にかけましたところ、先例により議会に上程し、文教厚生常任委員会に付託をするという形で取り進めを行いましたが、その中で、今議会行政改革を取り進めている中で請願の付託の取り扱いについても見直しをしてはどうかということになりまして、第1分科会で協議するという事になったのが経緯でございます。

それを受けまして、第1分科会では管内の動向とか、たたき台をつくるべく調べましたところ、今まで羽幌町議会としての解釈がちょっと食い違っている、間違っているところがございます、その部分は後ほど事務局長より説明をいただきたいと思うのですが、そういうことも踏まえて中身を検討して、11月の12日に第1分科会を開いております。後で説明もらいますが、今までの解釈としては会議の閉会中、開会中問わず、議

長の職権により常任委員会へ付託することができるという解釈でしたが、実は会議の開会中でなければ付託をすることはできないということがわかりまして、それをもとに理解を深めた上で、第1分科会としてはこれからどのような形の方法にしていけばいいのかというところを協議をいたした結果、流れについては3通りの意見などいろいろありましたが、今回行いました臨時議会に諮って、ここで協議をし、常任委員会に付託するというやり方がよいであろうということで、あとは会議規則を改正するか、改正をしないで運用で今までどおりやるかと、そういう議論をした中で、今せっかくこうやって議会・行政改革特別委員会ではいろんなことをもんでいるので、恒久的にとり行っていく上では、会議規則を今の現状のやり方に沿って修正をし、わかりやすい形でこれからもとり行っていくように最低限の整合性を図って会議規則を修正をしてはどうかというたたき台となりました。

たたき台はそういうことなのですが、中身に関しては私のほうからはなかなか説明しづらい部分もありますので、事務局長のほうから補足説明といいますか、解釈の部分のところをわかりやすく説明していただければありがたいと思います。

以上です。

寺沢委員長

では、事務局長、お願いします。

井上事務局長 9:36～9:57

それでは、私のほうから説明させていただきます。お配りしています請願の付託の取り扱いに係る会議規則の見直しについて読んでいく形で説明をさせていただきます。

まず、1ページです。今あらあら村田主査のほうからお話がありましたが、改めてお話をさせていただきます。まず、1番です。今回第1分科会での協議に至る経過なのですが、10月の11日に天売複合化関係の請願書が出ました。この請願につきましては、羽幌町の会議規則というのがございまして、その92条第1項、下段のほうにも書いてありますけれども、92条第1項の規定に基づきまして、閉会中、開会中問わず、議長の職権により議員へ請願書の写しの配付とともに所管常任委員会へ付託するとの解釈を行いましたけれども、羽幌町の議会の直近の前例、非常に古いものでございまして、直近といたしましても平成7年と9年が一番近いものでございました。ここでは、請願を受理後、次の定例会の案件として上程しまして、所管常任委員会に付託及び閉会中の継続審査の議決を行っていましたことから、今回の天売の請願の取り扱いについて10月11日の議会運営委員会に諮ったところ、今回については前例に倣いまして、その後予定し

ていた臨時会の案件として上程して、文教厚生常任委員会へ付託することが決定され、ご存じのとおり臨時会の議決をもって文教厚生常任委員会への付託及び閉会中の継続審査となっております。この際の議会運営委員会としては、会議規則に書かれている考え方と前例におきます取り扱いに差があるということで、この取り扱いについてこの特別委員会で協議することがあわせて決定されまして、10月23日の臨時議会後に開催されました同特別委員会において第1分科会の協議案件とすることが決定され、先ほど主査がお話しされたとおり、分科会での話し合いがされています。

下段のほうに請願の取り扱いについてということで、今私説明したことと同じことが書いてありますが、請願の委員会付託、92条と一般の議案の説明、質疑及び委員会付託、39条となっております。ということで、92条の解釈をもちますと、閉会中、開会中を問わず、議長の職権で議員へ請願書の写しを配付して常任委員会へ付託するという解釈があるのだけれども、実際は前例は議会にかけて諮っているというようなことがあったものですから、こういう形になっております。

次のページごらんください。2ページの上段のほうには先ほど言いました過去の請願の経過、これまで平成7年、9年の2件の前例をここで記載しましたので、ごらんいただきたいと思えます。

次に、中段、2、付託に係る解釈の訂正についてということなのですが、ただいま私が説明しました1番の決定を受けまして、その後主査のほうから管内の状況を調べていただきたいという要請ございましたので、管内の請願状況あるいは付託についての調査を進めていましたところ、当初今説明しましたとおり、閉会中、開会中問わず議長の職権により会議に付することなく所管の常任委員会に付託することの解釈につきまして、次のような2件の事例が見当たりました。まず1つ目、上のほうの四角ですけれども、地方議会事務提要の1308ページに載っております。議長は、請願を請願文書表、本町は会議規則で請願書の写しとっておりますので、写しというふうに捉えてください。この配付とともに所管の委員会へ付託する権限を有するが、これは議会が活動能力を有する開会中に限定されるため、閉会中に議長限りで継続審査を行っている所管の委員会へ付託することができないと解される。緊急に付託し、審査させる必要があるのであれば、当該請願を付議事件とする臨時会を招集した後に付託する必要があると解することになっています。それと、もう一つ、下の枠です。よくある町村議会の運営事例64ページ、議会の会期中であれば、請願の委員会付託は議長の専権事項ですから、議長が委員会に付託するか会議に諮って付託を省略し、本会議で即決することも可能ですが、閉会中にはいずれもできません。つまり受理した請願は、議長の手元にある状態ですということが載っていました。ということで、米印、上記2つの記述から、先ほど来お話し

しています当初解釈しておりました閉会中、それから開会中問わず、議長の職権により議員へ請願書の写しの配付とともに所管常任委員会へ付託するとの考え方が誤っていたこととなります。これは、あくまでも下線部にあります閉会中、開会中問わずの箇所が誤っていた解釈となりました。

ということで、3ページごらんください。それで、そうなりますと、3ページの3番、会議規則に基づく正しい解釈による請願書の付託の取り扱い方法はどのようなのだということで調べまして、書いてありますけれども、今の1番と2番を踏まえますと、会議規則に基づく請願付託の取り扱いは、これから読みます次のような方法が考えられます。なお、請願の受理というものに関しては、これは閉会中、開会中問いません。

早速ですが、まず1つ目のやり方です。請願書が議会開会中に受理されて、その会期中に委員会で審査する場合を想定しています。まず、1つ目、(ア)、議長は、議員へ請願書の写しの配付とともに、職権で所管常任委員会または議会運営委員会へ付託する。ただし、請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。これにつきましては、議会冒頭、諸般の報告、議長のほうからありますけれども、この報告におきまして付託した旨を報告する必要があります。次に、(イ)、今の(ア)によらず、会議に諮って付託というものを省略しまして、そこですぐ即決していくやり方。(ウ)、上記の今の(ア)及び(イ)によらないで、同じく会議に諮って特別委員会へ付託する方法。ただし、これにつきましてはあくまでも常任委員会に係るものに限るという条件がございます。ということで、(1)のアからウまで述べましたけれども、アからウのいずれか1つ、3つではございません。アからウのいずれか1つをまず選択します。これが入り口です。次に、(エ)として、付託を受けた所管の常任委員会等、議会運営委員会あるいは特別委員会を含みますけれども、これは審査を行いまして、審査終了後議長へ審査結果を報告します。次に、(オ)、本会議におきまして請願についての委員会審査報告を受け、採択、不採択についての議決を行います。なお、会期中に審査が終了しない場合には、委員会は理由をつけて議長に申し出て、引き続き継続審査をすることができます。ただし、別途議決がこれも必要となっています。これが2つ目のパターンです。

次、2つ目のパターンです。(2)、今度は請願書が閉会中に受理されまして、受理後の定例会の会期中に委員会で審査する。閉会中に受理した後、次の定例会におきまして、上記(1)で説明しました請願書が開会中に受理され、その会期中に委員会で審査する場合と同様となります。閉会中に受理された場合でも、受理はしておきますが、必ず次の定例会において審査することとなりますので、手順につきましては上記(1)と同様であります。ただし、緊急に付託し、審査させる必要がある場合につきましては、臨時

会を招集、これは請願案件の告示が必要になります。この招集をしまして、上記（１）のアからエと同様の取り扱いをすることとなります。そこで、参考に会議規則の逐条解説を記載しておりますが、閉会中に受理した請願を直近の臨時会が招集されても告示または急施性のない限り所管の委員会に付託することはできないので、次の定例会で付託するというような解説がございました。なお、この臨時会の会期中というのがあります。通常羽幌町議会の場合は臨時会はほぼ１日間でやっているのが多いということで、委員会の審査が終了しないと想定される場合は当然閉会中の継続審査が必要となりますが、これには当該臨時会における告示、継続審査の告示ですね、これの議決が必要となります。

次に、３つ目のパターン。請願書が受理、これは閉会中、開会中問われません。受理されましたが、受理後の定例会の会期中に委員会の審査が終了しないということが想定され、閉会中の継続審査が必要な場合を想定しています。まず１つ目、（ア）、受理後の定例会において、議長は議員へ請願書の写しの配付とともに、職権で所管常任委員会または議会運営委員会へ付託します。ただし、請願の内容が２以上の委員会の所管に属する場合は、２以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託します。これらにつきましては、先ほどと同じく諸般の報告におきまして付託した旨を議長が報告する必要があります。４ページになります。次に、（イ）、上記の今言った（ア）によらないで、会議に諮って特別委員会へ付託する。これも常任委員会に係るものという条件がございます。こういうやり方になります。これにつきましては、米印にあるとおり、上記（ア）あるいは（イ）のいずれかを選択する。どちらかということになります。あくまでも今までと違うのは、行っている議会で審査が終了しないと。ですので、閉会中の継続審査が必要な場合も想定されます。アあるいはイのいずれかを選択しまして、次に（ウ）、付託を受けた所管の常任委員会等、これは議会運営委員会、特別委員会を含みますが、これは審査を行いまして、審査終了後、議長へ審査結果を報告することとなりますが、その会期中に委員会の審査が終了しないと想定されるものですので、委員会は理由をつけて議長に申し出、原則になります。引き続き継続審査とすることができます。これは、当然別途議決が必要となります。次に、（エ）、次の定例会におきまして請願にかかわる委員会審査報告を受け、採択、不採択についての議決を行います。なお、次の定例会までに審査が終了しない場合には、委員会は理由をつけて議長に申し出て、一度継続審査にしていますが、さらにもう一度引き続き継続審査をすることになってきます。これも当然別途議決が必要となります。

ということで、次４番、本町議会におけるこれまでの請願の付託の取り扱い。１番にも出ておりましたけれども、本町議会の前例では今私が説明しました会議規則に基づく

3の方法ではなくて、請願受理後の定例会において紹介議員からの請願趣旨説明の後、質疑及び討論は行わず、所管常任委員会等への付託及び閉会中の継続審査の議決をしております。なお、次の定例会において請願にかかわる委員会審査報告を受け、採択、不採択についての議決を行っております。ということで、次の四角に書いてありますけれども、今の部分なのですけれども、会議規則の逐条解説をちょっとそこに記載しております。その解説の中の(1)番に、請願に関しては、本会議において一般事件のように議長は議題後委員会に付託の旨を宣言することを省略しているということは、請願件数が多いときの請願文書表、本町は請願書の写しです。この作成に時間を要するので、会期中なら本会議に上程の手続をとらないで、議長において直ちに委員会に付託することができる解釈で運用されているのであります。しかし、運用としては、請願のこういったやることの条文、92条の規定によらないで、一般事件、先ほどの1ページのほうに載せたのですが、39条というのございますが、一般事件と同様に本会議で説明を聞きまして、その後付託するところもある。この説明は、請願人ではなく紹介議員を指します。さらに、(4)として、請願は府県、市、町村とも本条、92条の規定によって、他の議案のように趣旨説明、質疑等の手続を経ないで、議長の権限により請願文書表、本町の会議規則では請願書の写しと同時に自動的に所管の常任委員会に付託することを義務づけているのである。あくまでも文書表でなく請願そのものの付託には変わらないということが書いてありました。さらに、運用例というものがございまして、地方議会での付託の時点は、①、本会議での付託宣告、②、本会議で宣告しないで事務局で委員長に渡し、委員会開会の際に委員長が付託されていることを宣告するなどではありますが、請願件数の少ない議会では、やはり住民の見ている前で議長が議題とし、紹介議員の説明、それへの質疑と答弁というように全体で共通の場を持って認識、理解を深めた後に所管の常任委員会に付託するものとして、余り特別扱いしないのがよい。会議規則ではストレートで議長が付託するようになっておりますけれども、年間件数の少ないところは規則を直しておくか運用でやるのがよいということが書いてありました。つまり上記会議規則の運用のほうにありましたけれども、羽幌町議会はこれまで一般的な議題のあり方、39条に基づく一般事件と同様の取り扱いということで運用でやってきたものと考えられます。

次、5ページをごらんください。ということで、同じような形になりますけれども、5番、会議基礎と実際の取り扱い方法の差ということで、今私が述べました会議規則と実際の請願のこれまでの取り扱い方法に差が生じているということがわかりました。参考に、今述べましたけれども、92条で請願の場合は下の39条にありますとおり一般のやり方ではなく、議長の職権で付託ができる。ただし、議会の議決の省略、あるいは2

以上の委員会に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなすというようなこともございまして、特別委員会の付託もございまして、というような形の条文が載っていますので、差がわかると思います。

ということで、引き続き6番です。先ほど来申しましたとおり、それであれば管内の請願状況どうなのだというので、そこに載せております。ちなみに、議会の会議規則、もとになる規則につきましては、小平町以外、羽幌町を含みまして同じ条文でございました。それで、まず増毛町につきましては、請願の例は近年ないのですけれども、陳情はあります。その取り扱いは、議運にかけた後、本会議に上程しまして、委員会付託をしています。請願と陳情の違いなのですけれども、請願は紹介議員1名以上が必要となります。陳情はそれが不必要な形で、ほぼ内容的には同一のものと考えています。小平はちょっと飛ばしまして、以下苫前から天塩につきましては、意見書の例はございますが、請願についてはないということでございました。最後に、小平町です。平成元年に請願が2件ございまして、その際は本会議に上程し、紹介議員の請願趣旨説明の後委員会に付託しているということです。参考に、先ほど羽幌町と皆さんと小平が違うということで言いました条文、92条です。議長は、第39条第1項の規定にかかわらず、請願書の写しを配付し、次に網かけしておりますけれども、紹介議員の説明を聞いた後、請願を所管の常任委員会または議会運営委員会に付託する。つまりこの網かけの部分が羽幌町を含みますほかの町とも違ったところです。これに基づいて、紹介議員の説明を聞いた後、付託しているということをお聞きしております。ただ、これ見ますと、羽幌町を含めまして92条の解釈のもとではなく、我が町と同様に議会に一回上程して委員会付託ということが慣例的に行われている状況でございました。

次に、6ページをお願いします。次に、7番ということで、請願の付託に係る取り扱い方法の検討についてということで、実際本町議会の付託の取り扱い方法と会議規則の取り扱い方法に差がありますので、第1分科会において協議を行いました。結果につきましては、先ほど主査のほうから述べておられますが、若干また後で説明させていただきます。分科会の中では、会議規則を改正せず、現在同様の方法で運用する意見もありましたが、特別に何かがあるのであれば別だが、今までのやり方がよいとの意見や現在のやり方で特に問題はなく、また緊急性のある場合は臨時議会での対応が可能であるなどから、これまでの手続を踏襲し、会議規則にのっとってわかりやすい手続ができるよう、規則の条文を改正することがよいとの意見もありました。総論としては、現状のやり方を踏襲する方法がよいとの意見の一致があった上で、会議規則と実際の方法、やり方、この整合性を考慮した結果、下記のようなたたき台となりました。たたき台としては、会議規則を現在行っている取り扱い方法に修正し、取り進めることとするということで

ございます。

それで、下のほうに参考に改正の考え方を載せてみました。現在の会議規則第92条、請願の委員会付託ですけれども、これを改正しまして、会議に付した上で紹介議員からの請願趣旨説明の後、質疑及び討論は行わず、所管常任委員会または議会運営委員会へ付託するという考え方は、この後3月までにほかのほうの規則の改正とかございますので、あわせてそのときにご説明をさせていただきたいと思っております。それと、従来と同様の部分につきまして改めて説明いたします。これは変わっていません。1つ目、請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。次、2つ目、付託省略あるいは常任委員会に係るもので特別委員会への付託は、議決を要する。3つ目、閉会中の継続審査が必要な場合も議決を要する。それと、最後、緊急に付託し、審査がない場合は、臨時会で取り扱うこととなる。

以上でございます。

寺沢委員長

請願の付託の取り扱いについての説明は以上であります。経緯をたどれば複雑になるわけですけれども、結論としては、天売島の複合施設に関する請願の今回の扱いは、会議規則に照らしても特に問題がある部分はないということで、これを今後も取り扱い方法として続けていくということ、それにあわせて会議規則の条文も改正をすると。非常にわかりやすく、今後も会議規則に従っていけば、同じような取り扱いが続けられるという、そういうことであります。これに関して皆様から質疑を受け付けたいと思っておりますけれども、何かございませんか。

— 主な協議内容等（質疑） — 9:58～10:14

逢坂委員 まず、初めて私今聞いていたのですが、そうすると会議規則を現在のものに沿ったものとする、修正するという解釈だと思うのですが、であればこれまでやってきた委員会の議決とか、請願書の採択だとか、そういうものについては今までどおりというか、従前どおりそのまま、全く影響はないのか。この会議規則をどのようにして修正するのか、その辺のやり方はどういうふうになっているか。ちょっとお聞きしたいのですけれども。

井上事務局長 ただいまの質問なのですけれども、これまでの議会を踏襲するということですので、たまたま今回もう既に文教厚生常任委員会で審査をいたしまして、急ぐものですから、予定ではこの後開会予定の臨時会のほうに議題として出すというような形。ですので、そこの整合性をとっていませんし、当然やり方としても今回改正する部分とリンクしておりますので、誤りはないという解釈であります。それと、規則の今言った改正の内容なのですけれども、ご存じのとおり会議規則 92 条に請願の場合の委員会付託というものがございまして、先ほど来説明しているとおり、このままでしたら解釈上現在のやり方とそごが生じていますので、まずその部分を、92 条かなりありますが、1 項、2 項、3 項の部分で当然 1 項についても直さなければならないですし、2 項、3 項も見直さなければならないような感じで、直す方法につきましては、どういう手法をとれば現在やっているやり方に合うのか、もう少し時間をいただいて、ほかの会議規則の改正も多々ありますので、その部分とあわせて 3 月までの間にまた皆さんに一回お諮りをしまして、説明させてもらいまして、決めていただきたいと考えていますので、今回ちょっとご容赦をいただきたいと思います。いずれにしても、今やっているやり方、これに合わせるような形の条文にして、先ほど特別委員長の言われたとおり、後々条文を見た限り、きちんと条文どおりにできるようにしたいということで考えています。

逢坂委員 意味はわかるのですけれども、後づけの条文改正あるいは規則改正に僕はなるのではないかと思うのですけれども、それは問題ないのですか。

井上事務局長 ちょっと詳細申し上げられないのですが、1 ページちょっと見ていただきたいのですが、1 ページの下のほうの別紙、請願の取り扱いについて、92 条の請願の委員会付託として、39 条の議案等の説明、質疑及び委員会付託とあるのです。まず、一般議案については、請願以外については 39 条、皆さんこれに基づいて議会でやられているのです。必ず議会上程しまして、説明聞いて云々ということです。92 条で言っているのは、ただし請願だけは 39 条の一般の事件とは違うのですと、これによらないで特別に 92 条で、39 条でこう言っているのだけれども、そこでやらない

で、議長が職権で議会にかけなくてもできますと、やるのですという条文なものですから、この部分を39条1項にかかわらずというものを取るか、そこをどうするか、あとはテクニックの問題ですので、またここを研究させてもらいまして、ただ後づけと今おっしゃいました、条文の92条をなくするのか、あるいは修正をかけて39条との整合性とするのか、そこをまたやらなければならないので、92条がなくなることはないと思います。ただ、いずれにしましても、議会に一度上程して常任委員会に付託するという方法はやらなければならないので、そういった部分の方法で92条を改正しようと思っています。

逢坂委員 その意味はわかるのですけれども、行政の法律の改正とか条例改正、規則改正においては、後づけ改正というのは僕はちょっと理解できないのですけれども、要は差異が生じた場合に、それを今回はこのままでいくのだと、後で手直しするのだというふうに僕は解釈しているのですけれども、今までやってきたことの経緯はそのままで、後でこの部分でいうと規則をそれに合わせて改正するのですという意味合いに僕はとれるのですけれども、それは僕の考えが間違っていますか。

井上事務局長 2ページの上のほうの参考、過去の請願経過というところの下、ちょっと説明していなかったのですけれども、会議規則の逐条解説に実は載ってまして、管内的な話も先ほどさせてもらったのですが、会議規則ではまず基本となる会議規則、決めた標準の会議規則では、議会に諮らないで、議長が職権で請願を委員会に付託するというのが標準の考え方なのです。それは、理由は先ほどちょっと述べたのですが、例えば請願件数が多い市町村なんかあるのです。そうしますと、そういう整合性考えていきますと、議長が、これは閉会中は間違っていましたけれども、開会中に委員会へ付託することによってスムーズに請願が付託されるということなものですから、そういう言い方してきているのですけれども、実際その部分をやらないで、羽幌町を含めてほかの町村もやっていたけれども、議会に一回かけて、そして付託するというやり方しているのが実際会議規則の逐条解説も実は出てきていまして、やっている部分があるということが書いていました。これは、規則どおりやっていないと言われればそこまでなのですが、運用という形で想定された部分

があるということで解釈あったものですから、やり方としては規則どおりではない運用という形で羽幌町議会の取り決めということでやってきたという解釈で、あながち誤りでもないのかなということでありました。ただ、そこにも書いてあるとおり、うちみたく年間件数が少ないところについてはそういう混乱はないだろうという一つの前提のもとで、もしそうであるのであれば、会議規則を直しておくことがいいでしょうというのが昨今、これちょっと古い解説なのですが、最近の解説をもう一回見直しますと、やはり直しておくことがよいらだろうという記述もあったものですから、そこについては直して整合性図ったほうがいいということで、今回第1分科会でもそういう話で決まった経過があると思います。

逢坂委員　　そうすると、これまでの経緯については運用で取り扱うという理解でいいのですか。要するに運用するということで。

村田委員　　今までは運用でやってきた。これからどれだけの請願件数があるとかということも踏まえると、さほど多くないであろうという前提。もし緊急性があれば、臨時会を開けるといものもありますから、運用でなく会議規則のほうを修正して、今までどおりの手法で取り扱うというふうに条文を変えるという。

逢坂委員　　それは、これからはそういうふうにするというのはわかるのです。運用でなくて整合性きちっと合わせてやるというのは理解していけるのですけれども、ただこれまでやってきた天売の複合化についての問題について整合性が、解釈で差異があったということがわかったわけでしょう。それを運用で終わらせて、これからは違う方法、条文を変えて、規則を変えてやっていきますという解釈でいいのですかということを知っているのです。

寺沢委員長　　暫時休憩いたします。

(休憩 10:08~10:11)

寺沢委員長　　会議に戻します。

平山委員 質問でないのですけれども、今回天売の部分あったのですけれども、今行っている現状の取り扱いについて変えて、わかりやすいように。いろいろ議員さんもかわっていますので、わかりやすい条文に変えていってほしいと私は思います。ですから、この修正については賛成いたします。

船本委員 この場で、第1分科会で何人もいない中で委員会規則だとか議会の例規集、さらには地方自治法逐条解説なども含めて十分検討して、村田主査のほうからここで説明したのだけれども、なかなかこれは簡単に理解できないと思うのです。逢坂さん言うのもわかる。やっぱりみんな心配、いろんなことがあると思うのだ。それであれば、こういう場で、会議規則皆さん持っているのだから、議会の会議規則というの全部持っているし、地方自治法も持っている、議員必携も持っているのだから、ここでそれは何条だかなんとかと勉強しながらやっていかなかったら全然理解はしないと思うのです。だから、ここで言っているように、簡単に言えば今までのやり方がちょっと解釈の違いがあったのだと、それを正しくしたほうがいいのではないかとということで第1分科会のまとめとしてたたき台を出したという説明をしたのだから、それを後づけだとか、あれだとかという問題には私はならないというように思いますので、次からやるのであれば、皆さん議会の例規集なり町の例規集、さらに地方自治法も持参してお互いに勉強していったほうがいいのではないかと思います。それでなかったら、時間だけがどんどん、どんどん迫ってきますので、よろしく願います。

寺沢委員長 また条文の改正のときも会議の場はございますので、そのときにはぜひそういう条文なんかも手元に置きながら、あるいは事前に目を通すなりして、よろしくお願いをしたいと思います。ほかにございせんか。(なし。の声) なければ、たたき台のとおり、このたたき台に沿って条文を整えるということでよろしいでしょうか。(はい。の声) では、そのよう

にしたいというふうに思います。それでは、第1分科会のほうこれで終了いたしますが、次に進んでよろしいでしょうか。(はい。の声)
では、第2分科会の意見交換会、それからインターネット中継放送の2点を議題といたします。阿部主査のほうから、この2点にわたって説明をお願いします。

(2) 第2分科会調査事項について

阿部副委員長 10:15～10:20

第2分科会からは、次回開催を予定しています意見交換会とインターネット中継についてのたたき台ができましたので、説明をいたします。

まず初めに、1の意見交換会についてですが、意見交換会対象者、これは羽幌町のボランティア団体でもあります羽幌ボランティア友里の会、日赤奉仕団、悠・悠クラブ、この3団体を対象に開催したいと思います。開催テーマは「羽幌町の福祉について語り合いましょう」。②の開催日時と場所についてですが、平成31年1月28日の月曜日、開催時間が午後2時から午後3時30分まで、集合時間は米印で書いていますけれども、午後1時30分集合を予定しております。場所が中央公民館小ホール、定員は30名、各団体から10名程度出席していただければなと思っています。③の事前アンケートについてですが、実施期間が12月の中旬から、開催日前日だとぎりぎりだと思っていますので、その付近まで事前アンケートをとりたいなと思っています。アンケート内容がボランティア活動を通じて見える羽幌町の福祉についてということで、広い範囲にはなっていますが、こういったボランティア団体に対しての事前アンケートという形でとりたいと思います。次に、2の意見交換会開催方法についてですが、①の司会進行については私が行います。②の開催告知についてですが、代表者の方に案内文と事前アンケートを入れまして郵送したいと思っています。こちらには書いていないですけれども、過去3回意見交換会やってきておりますので、流的には今までどおりの意見交換会を予定しております。

裏面めくってもらって、次にインターネット中継について第2分科会のほうからのたたき台となります。まず、業者のほうから何パターンか見積もりをとりました。まず初めに、ナンバー1についてですが、これは前回の特別委員会でも説明いたしました音響設備と連動した映像機器の整備ということで577万5,000円。次に、下から新たにとった見積もりになります。まず、ナンバーがカメラ2台で随時カメラ切り替え撮影して、撮影後画像、音声を編集、これが51万4,000円。次に、ナンバー3、これもカメラ2台

ですが、カメラの切り替え撮影は不可となっています。撮影後画像、音声を編集、これが32万9,000円。次に、ナンバー4がカメラ1台、これが撮影後画像、音声を編集して26万円。ナンバー5についてですが、小寺議員のほうからも意見ありましたので、今の既存設備による対応ということで、音声のみホームページに掲載してみてもどうかということで、こちら費用はかかりません。載せております。前回の特別委員会でこういったインターネット中継に対しての補助はないのかということで、事務局のほうに調べてもらいましたところ宝くじの補助がありました。助成額については100万から250万、募集時期については8月下旬から10月上旬ということですので、今年度はもう過ぎていきます。その他といたしまして、1市町村1事業のみということです。ナンバー1から4までの中で、第2分科会としてはナンバー2の撮影カメラ2台、カメラ切り替え撮影の51万4,000円、これにプラス三脚等が含まれてきますので、そちらのほうを次年度に向けての予算要求とさせていただきたいと思います。予算がつかなかった場合どうするかということもありますが、そちらに関しては毎年頑張って申請していこうという話にはなっています。仮に予算がついたとしても、始めるのは、できて来年の9月ぐらいからなのかなとも思っています。といいますのも、業者のほうに、これは10万超えますので、見積もり合わせをして、それから発注をかけてということになりますので、少し時間もかかるのではないかなとも思っています。そういったこともありますけれども、一応今回第2分科会のほうから予算要求したいと思います。

以上が第2分科会からのたたき台となります。

寺沢委員長

それでは、まず最初に意見交換会について皆さんのご意見を伺いたいと思います。日時が1月の28日月曜日午後2時から3時半までということで、新たに提示されました。その他含めまして意見交換会について何かご意見がありましたらお願いいたします。(なし。の声) 特になければ、このとおりに進めていくということによろしいですか。(はい。の声) それでは、そのようにしたいと思います。

次に、インターネット中継放送について、第2分科会からはナンバー2のカメラ2台による切り替え撮影ができる方式ということで、予算額にして51万4,000円プラス三脚というような額を示されましたが、これについて皆さんの意見をいただきたいと思います。その前に、実はデモ機を借りることができておまして、今議場のほうにそのデモ機をセットして、実際にどのような映像になるのか、それからカメラの位置になるのかということを確認することができるような状態になっています。もしそちら先に見たほうがイメージして話しやすいというのであれば、ちょっと現場を見ていただきたいと思います。

いますけれども、どのようにしますか。(そのほうがいいです。の声) それでは、議場のほうへ行って現場を見たいと思います。

暫時休憩いたします。

(休憩 10:22~10:32)

寺沢委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

インターネット中継放送の機材等の確認をしていただきましたが、たたき台のナンバー2の案につきまして皆様のご意見を伺いたいと思います。何かございませんか。

—主な協議内容等(質疑)— 10:33~10:49

磯野委員 仮に予算がつかなければ、下のほうに補助対象というのがあるのですが、仮にそうだと、この募集時期が8月から10月になっているのですが、これは決定して実際にやるとなると、また翌年度の繰り越しみたいになってしまうのですか。

寺沢委員長 予算上、これをやろうとすれば当然そういう格好になるのではないでしょうかね。

阿部副委員長 今の補助なので、下限が100万からなので、51万では足りません。さらにふやしてという形でないとできないということになります。

磯野委員 私たち議会としてこれはぜひやるべきだと思うのですが、行政側の考え方、例えば行政側が嫌だと言ったらどうしますか。

寺沢委員長 これは、ここで一応皆さんの同意を得られたら、議長と私、少なくとも2人で、その他の議会予算も含めて行政側のほうに行って説明をしてお願いをしようという話を議長ともいろいろ話し合っている状況なのです。そういう形で理解を得ていく所存であります。議長、何かございますか。

熊谷委員 いや、今寺沢委員長さんから言われたとおりにいたしたいと思っています。

す。ただ、これは向こうの判断ですから、どうなるかはわかりませんが、議員会のほうでも定例会終了後に懇親会等々もありますので、その際には当然町長さんや関係者も出てきますので、議員会長さん初め、議員の皆さん、特に主査の皆さん方、担当の主査の皆さんからもそういう要望は言っていたきたいと思っています。その辺は、寺沢委員長と一緒に行って要請はしてまいりたいと思います。

磯野委員 ということは、今回予算のお願いに行く、それから行政側からの協力もお願いに行く。例えば予算がつかない場合に補助金の対象も、行政側が予算だけでなくやるのは嫌だと言われたら、この補助すらも何の意味もなくなってくるということですよ。

寺沢委員長 行政側が中継自体に対して難色を示せば、これは当然予算もつかないことになるので、実現は先送りということになります。

船本委員 今ここに補助、宝くじの関係書いているのだけれども、これは該当にならないということですよ、100万円以上ということですから。違う補助の道を探す、探さないは、これは行政の仕事であって、これが必要かどうかというのは、議会が広報広聴の一環として必要だからやろうということ、必要なのか、必要でないのかというのはこっちの判断でないのかと思う。議場というのは議会が始まったら議長が一番偉いから、議会として議場を整備するのに広報広聴が必要だということであれしたのだから、あとは補助の道があるかないかは、それは行政のほうでやってもらって、宝くじでもし該当になったとしても、きのうの委員会でもあったように、バラ園のベンチも宝くじと、そのほかにまた団体から出てくるという可能性もあるから、あとは行政のほうに補助の道を探す、探さないは任せて、まずこれが議会として広報広聴として必要なのだということをしっかりと訴えてつくってもらい方法ないのかと思うのだけれども。

寺沢委員長 まさに言われるとおりで、昨日も主査会を開いたのですけれども、我々ここの特別委員会で話をしている内容というのは議会として必要だから事業として実現させるために予算要求をするという、そういう立場でお

願いをしていきたいというふうに思いますので。

磯野委員 それは十分わかって、私らも必要だと思うのですけれども、僕の言うのは、カメラで写して公にすることというのは、確かに議場の中だから議長に権限があると言うけれども、写したものを公開するということに関しては、職員の顔も全部出ていくわけですから、それに関しては例えば町長がそれはやりませんよと言ったら、議会だから議長がいいと言うということにはならないのではないかなと思うのですが、どうですか。

寺沢委員長 それもそのとおりなので、というのは予算を組むのはやっぱり町側ですから、そこで予算を組んでもらえない限りにおいては議場での議論はできないわけですから、そういう理解を得られるように議会としてはお願いをするという、そういうことだと思います。

船本委員 今磯野先輩がおっしゃったことは十分理解できるのだけれども、今こうやって公開されて、公開しているときに俺の顔映るから嫌だとか、町長の顔映るから嫌だとか、そういうレベルでないと俺は思うのだ。そういうことを言わせないようにきちっと。

磯野委員 そのとおりです。我々は公開しなければならぬと、それはみんなの意見です。それはよく理解していますので、頑張って了解をもらっててください。

平山委員 参考までに、議長と委員長が町長のほうに説明、お願いに行くというので、それはいつぐらい。今日 11 月 30 日まで予算のヒアリングのあれなのですよね。

寺沢委員長 まだはっきりとした日にちはここではお話しできませんけれども、一応この日に行くのがいいのだろうかという話はしている段階ではありますので、臨時費が 11 月いっぱい、聞くところによると今日までです。ですから、それが出た後、早いうちに行く予定を今話し合っている最中です。

平山委員 先ほど議長の説明の中で、議会終わった後に懇親会あるので、その辺で

も、確かにそうだと思うのです。そういうものも一応頭に入れておいてもいいのかなど。それで、議会前に行くのであれば、私たちも町長に対しての話しかけ方だとか、そういうのがあるので、ちょっと参考までに聞いたのです。

熊谷委員 今考えているのは、6日の日に臨時議会の可能性がありますよね。そして、もちろんその後議会運営委員会も開く予定にしております。その際に、終了後向こうのほうの町長さんの時間帯もありますので、その辺も聞きながら、できれば6日の日に行きたいなと思っております。もちろん向こうとのあれはまだとっていませんので、そうしたいなと。今日、明日中に決めたいなと、今日、明日って、来週早々に決めたいなと思っております。その後13、14というふうに12月の定例会がもう決まっておりますので、終了後には議員会と課長会等々の主催の忘年会を兼ねた懇親会もありますので、その際には議員が全員行くわけですから、もちろん町長や副町長初め、そういう関係者が出てきますので、その際には議員全員というか、議員会長等々の挨拶もあるわけですから、その際にもこの趣旨を言っていただきたいなというふうに思います。議員個々からも大いに言っていただきたいなと思っております。

寺沢委員長 6日というのは決定ではありませんので、予定なので。

熊谷委員 私どもの予定はそうしたい。

寺沢委員長 事務局サイドでも予算要求の際には書類なんかもきっちりつくったりとかする都合もあって、そういうことがなされた後に速やかに行くということで、日にちはまだ決定ではないということだけをご承知おきください。

熊谷委員 ただ、委員長、なるべく今言いましたように定例会の前のほうがいいのではないのかということですから。6日がいい、悪いではなくて、2人もいるわけですから、そういう意味では6日を1に、その後向こうの時間帯を見計らって定例会の前に、それでいいですね、委員長。

寺沢委員長 事務局サイドが書類ができるかどうかというところがあるので、済みません。

船本委員 予算要求した後でないとだめだよ、何かわからないのだから。当然新しくかわられた議長、副議長、たまたま副議長と行革の委員長と兼務なものですから、できれば副委員長も行ったほうがいいのかなど。必要に応じては、議員会長か第1分科会、第2、第3分科会の主査もついたほうがいいのかなど。そこら辺しっかりと検討していただいて、皆さんで行って、そして予算要求はこれだけではありませんので、まだまだたくさんありますので、ぜひともよろしくをお願いします。

寺沢委員長 それでは、本題のほうに話を移しますけれども、映像システムについて何かご意見等ございましたら。

小寺委員 5番で音声のみホームページへ掲載ということで、先ほど阿部主査から私から提案があったという話があったのですが、なぜこれを提案したかということ、もし予算がついてうまくいっても来年の9月から運用が始まるということなのです。そうすると、私たちの機関でいうと12、3、6は何もない状態になってしまうので、例えば音声だけでも一般質問を定例会終わった後1週間以内とかにホームページに上げることはできるという確認はとれたのです、作業的にも。今回自分自身思ったのは、町民の方に議会の様子をより早く、議事録とかペーパーではなくて伝えなければいけないなというふうに自分はすごく思いました。その一環として、やっぱり映像が一番いいのですけれども、うまくいっても来年9月まで。黙っているよりは、今できることを早く手をつけたほうがいいのではないかなと思ってこれは提案したのです。なので、ビデオがだめだったらとかではなくて、できることは早く、できるうちにやったほうがいいのではないかなという提案なのですけれども、いかがでしょうか。

寺沢委員長 今小寺委員のご意見というのは、映像の公開まで音声のみでもいいので、音声の公開をしてはどうかということですね。

小寺委員 はい。

寺沢委員長 できるだけ早いタイミングでということ。

船本委員 これは、既存の設備でできるということですか。

小寺委員 今議事録を音声でとっていますので、それを使えるということは確認しました。また、暫時休憩とか、そういう場面は作業がありますよね、それは係長のほうに確認したのですけれども、切ってつなげるだけなので、すぐできますと。それと、あとサーバーのほうなのですけれども、サーバーは役場のサーバーにおいておけるというふうに確認は一応とれましたので、1週間なのか10日なのか、議事録は3カ月以上後に公開されるので、できたら1週間以内に音声だけでも聞けますよというふうに、早く町民の方に知らせる手段としてはいいのではないかなというふうに思っていますので提案しているのですけれども。

船本委員 趣旨はよく理解しましたので、できるのであれば結構だと思います。

寺沢委員長 ほかどうでしょうか。(なし。の声) 音声を公開することによって、次は映像ですよという、そういう告知にも活用できますので、いち早く議会としては情報公開を進めていきたいという、そういう立場を表明する上でも大事なことだと思いますので、これも行政側と協議をして、了解の上でできる段階から始めたいというふうに思います。目標としては12月議会からできればいいですね。それも含めて議長と相談しながら行政側と協議をしたいというふうに思います。

小寺委員 カメラに関しては、議会の当初からのアンケート等でもかなり高い要望があったので、これは強く議長と委員長にはお願いして、議会総意でやりたいということを伝えていただきたいのと、あと先ほど磯野委員から顔が映ったりとかという話もあったのですけれども、音声に関しては拒否するあれは何もないと思うのです。ですので、その辺も嫌だと行政側に言わせないような、言いそうな気もしないでもないなので、ぜひその辺も含めてよろしく願いいたします。

寺沢委員長　このたたき台のナンバー２で予算要求するというので、その点は皆さんご了解ということでよろしいですか。(はい。の声) それから、もう一点確認ですけれども、音声の中継ですけれども、これは一般質問のみということでこちらはよろしいですか。(はい。の声) では、そのような形で進めていきたいと思えます。ほかに何かございませんか。(なし。の声) それでは、ないようなので、これで第２分科会の案件を終わります。では、特にほかに全体としてなければ、これで終了いたしますが、よろしいでしょうか。(はい。の声) それでは、特別委員会をこれで終了いたします。ご苦労さまでした。